

議長（竹島ユリ子君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

2番 明和善一郎君。

2番（明和善一郎君） おはようございます。

通告しています2点についてお尋ねをいたします。

まず第1点目の水田フル活用の推進対策についてでございますが、国では、平成20年度補正予算として予算化された水田最大活用推進緊急対策の中の水田フル活用推進交付金として、6月4日に転作達成者に対し10アール当たり3,000円がそれぞれの農家や営農組合に支払われたわけでございます。

今回、平成21年度補正予算として、過去最大の経済危機対策の中では水田フル活用元年として位置づけし、村、森、浜に再び活力を取り戻そうと予算が確保され、村への取り組みとして、従来交付されております産地づくり交付金に加え、市町村やJA支所単位の取り組みに対し、水田フル活用、地域農業・農村の再生、活性化に支援ということで計画されていますが、対象農家、対象営農組合についての条件緩和や申請手続の簡素化等、農家負担の軽減を国や県の関係機関、関係者へ働きかけを進め、農家の生産意欲向上に支援していただきたいと思っております。

また、村単独事業として、村内に散在している水張り転作水田や保全管理田をなくするための対策、村特産品の栽培面積の拡大を図るための転作水田の活用、最近注目されている米粉を活用した調理講習会の開催や消費拡大に向けた広報活動等に取り組み、生産にかかわる費用や販売にかかわる経費に対し支援を行えないものか、村長のお考えをお聞きするものです。

なお、平成21年度事業として、近隣の自治体では、認定農業者や集落営農組織に対し、玄米のばら出荷のためのフレコン計量出荷装置導入支援として、最高額ですが、認定農家には50万円、営農組織には100万円が計画され、申請の受け付けが行われています。このことにより、認定農家なり集落営農のほうへの農地の集積や特産品の栽培拡大が図られていることを申し添えておきます。

次に2点目として、簡易型樹木粉碎機械の導入と堆肥化事業の取り組みについてお尋ねをいたします。

平成19年9月議会において、村内で発生する未利用資源の活用についてお尋ねしたところ、バイオマス事業等の取り組みを検討するには、村で進めている各種事業の進捗

状況を見ながら考慮していきたいと回答を得ていたところでございますが、それから2カ年が経過しようとしています。現況はどのようになっていますか。

ことしも各家庭等に出ている剪定枝や雑草の処理が不適切であると関係機関より厳しい注意を受けたということをお聞きしていますが、村内一円で発生する剪定枝や雑草を簡易型樹木粉碎機械を導入し、堆肥やチップとして活用を図り、例えば公衆花壇やオレンジロード沿い桜並木の敷材として利用を図り、自然循環型利用事業としてエコ活動に貢献していけばより高い効果が得られるのではないのでしょうか。

近隣の自治体では、チップーシュレッダーの購入を町が行い、放棄されていた竹林の整理や耕作放棄地の解消に、自治会や森林組合、営農組合等に機械を貸し付けしながら、維持費のみの負担で事業遂行を図られている現状を見させていただきました。このような先進事例を参考に村として取り組んでいけないものか、村長のお考えをお聞きします。

以上2点について、実のある回答をご期待申し上げます。

以上です。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） おはようございます。

それでは、2番明和議員さんのご質問にお答えいたします。

まず初めに、水田フル活用の推進対策についてでございます。

明和さんおっしゃったように、国では、食料自給率の維持向上のため、水田を有効に活用していくことが重要政策との認識のもとで、大豆、麦、飼料作物、米粉 「米粉（べいふん）」も「米粉（こめこ）」と言いますので、私は「米粉（べいふん）」ということで統一させていただきたいと思いますが 飼料用米の生産に取り組む農家には作付面積の拡大に応じて助成を行い、今回の経済危機対策でさらに上乘せを行うなど、水田フル活用の推進の方向づけをしておるところでございます。

水田フル活用の対象となるのは、昨年作付のなかった調整水田や保全管理地でありまして、村内には9.8ヘクタール、水田面積の約5.7%になるわけでございます。

議員のご質問は、このような状況の中で、村単独事業として、村内に散在している調整水田や保全管理地の解消、村特産品の面積拡大を図るための転作水田の活用拡大、米粉を活用した調理講習会、消費拡大広報活動などの3つの取り組みに対する経費について支援をしてはどうかということだと思っております。

まず1つ目の、村内に散在している水張り水田や保全管理田の解消についてござい

ます。

水張り水田や保全管理田をできる限り有効に活用していただきたいとの思いは、国をはじめ村においてでも、あるいはまた私自身も明和さんと同じでございます。村といたしましても、今年度から耕作放棄地の防止策として幾つかの事業を実施しておりますところでございます。

今年3月には、農業委員会が自主的に農地パトロールに基づき不作付地に対する意向調査、いわゆる地主を対象に実施されております。村ではその結果をもとに、今年度から不作付地2カ所で、学校田として、もう一方は野菜づくり講座のふなはし特産倶楽部として利用することとさせていただいているところでございます。

さらには、この取り組みを契機に、他の不作付地主が刺激を受けることによりまして、自主的な活用が促進されることを期待しているものであります。しかし、調整水田や保全管理地には基盤整備が未実施の地区がございまして、農道も狭く水路の状況が悪いなど農地の管理条件が非常に悪いのでございまして、作付したくてもできないという箇所が多数あるのであります。

このような状況をとらえまして、かねてから申し上げますとおり、村といたしましては、これまでと同様に未整備地区に対し基盤整備の取り組みを奨励するとともに、担い手の育成に対しても支援してまいり所存であります。

担い手の育成につきましては、東和営農組合設立のときから設備等に対して支援してまいりました。また、海老江集落営農組合には、設立の当初から法人化を目標とする条件で、平成13年度には900万円、平成19年度には70万円など補助してまいりました。今後、それぞれの営農組合が法人化により耕作放棄田の解消に大きく寄与していただけるものと期待いたしまして、村も積極的に支援してまいったところでもあります。

また、既存する営農組織の東和営農組合と海老江集落営農組合が核となりまして法認可が実現すれば、より一層支援を拡充してまいりたいと考えているところでもあります。

明和議員さんが組合長を務めておいでになる海老江集落営農組合の発展に大いに期待いたし、一日も早く法人としてスタートされることを切望する次第であります。

次に、2つ目の村特産品の面積拡大を図るための転作水田の活用拡大についてであります。

村では、平成18年度から特産品の研究開発事業といたしまして、枝豆やカボチャの生産者に対し、種苗や資材の支援、講習会の開催などを実施してまいりまして、特産品づ

くりに努めているところでございます。

平成20年度からは農業アドバイザー1名を雇用いたしまして、生産者にきめ細かなアドバイスを行い、カボチャにつきましては産地確立交付金の助成対象としていただいたところであります。

平成20年度の実績を申し上げますと、枝豆は40アールの作付で主に周辺の朝市に出荷され、カボチャは60アールの作付で4.2トンを出荷いたしました。いずれも好評で、市場からはカボチャの増産要望を受けており、生産面積の確保が課題になっているところでございます。

一方、栽培には技術や経験が必要であり、すぐに安定した生産量や品質を確保することは至難であります。ソフト、ハード面から特産品の研究開発への支援を行いまして、生産者の皆さんには生産の楽しみを知ってもらい、栽培面積の拡大に努めていただきたいと思います。

最後に、3つ目の米粉を活用した調理講習会、消費拡大広報活動についてであります。国では現在、主食に回さない米粉用米や飼料用米を増産する農家への支援策を充実することで生産調整を堅持することとしております。

また、食料自給率向上のためといたしまして、小麦粉の代替としての米粉の利用を推進しております。主な利用方法は、パン、菓子、めんであります。大手企業の評価は高く、コンビニ、スーパーでの米粉製品の取り扱いが増えている状況と聞いております。また、国の評価でも、ここ2年間で米粉製品に関する認知度、関心度、購入意欲が高まっているようでございます。

一方、食べたことがない人は、米粉製品に対しておいしくなさそうとか、あるいは違和感があるなどの印象が持たれているため、今後は情報提供や試食会などを増やしていく必要があるということを申し上げます。

私は依然として日本人の主食はご飯であると思っております。米粉を使っためん類、パン類等は嗜好品の域を脱し得ないと思っております。米を粉にすれば体積は増えますけれども、1人の1日消費量は米飯量には到底及ばないと思っております。

県内でも、米粉パンづくり教室など各地で開催されておりますが、聞くところによりますと、農政事務所の職員が講師になっている教室も開かれていると伺っております。

ご質問の米粉を活用した調理講習会、消費拡大広報活動に対する村単独事業での支援についてでございますけれども、米粉の普及啓発については国が主体となり実施してお

りますので、村といたしましては今のところ関与する施策を講ずるということは考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上のとおり、ご質問がありました3点に対しお答えいたしました。いずれにしましても、村単独事業で支援することは、産地確立交付金など既存の国の制度が十分に活用されていることが前提になることと考えております。さらに、村の支援が必要だと判断できるものにつきましては必要度に応じて今後とも支援を行ってまいる所存であります。どうかご理解のほどをいただきたいと思ひます。

一方、水田の有効利用や耕作放棄地の防止のためには、農業委員会の果たす役割も大変重要であると考えております。農業委員会の役割には、農地転用などの法令業務のほか、農業委員会等に関する法律第6条第2項にうたわれているとおり、農業者の公的機関として、農地の確保、有効利用と担い手確保・育成を中心に地域農業の振興を図っていく重要な役割があり、地方自治法に基づく行政委員会としての位置づけにより、準公選制のもとに委員が選ばれているところであります。このことから、明和議員さんが会長を務められる農業委員会に対して強く期待するものであります。

明和議員さんには、ぜひ舟橋村農業委員会会長としての施策を議会でもお聞かせいただければ幸甚であると思っております。

また、明和議員さんには村事業の推進面で多大なご協力をいただいております。大変感謝しております。ご提案されることに十分検討いたしまして支援してまいりたいと思ひますので、引き続きいろんな面でご指導賜りますようお願い申し上げる次第であります。

次に、ご質問の簡易型樹木粉碎機械の導入と堆肥化事業の取り組みについて答弁をさせていただきます。

現在、剪定枝などを処分する際の村の対応でございますけれども、家庭から出るものは、全世帯に配布してございます「家庭ごみの出し方」を守っていただければ、燃やせるごみとして処理をいたしております。また、剪定業者等に委託されたものについては、当然、業者自身が事業用のごみとして処理しているものと思っております。

村はシルバー人材センターなどの事業者に剪定を委託しておりますが、委託料の中には当然、処理費が含まれていると理解しておりますので、事業用ごみとして適切に処理されているものと理解しているところでございます。

議員ご質問で、今年も剪定枝や雑草の処理が不適切であると関係機関より注意を受け

ているとのことでございますけれども、どの業者または個人がどんな理由で注意を受けたかは存じておりませんけれども、野焼き等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条の罰則によれば、5年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられる違法行為でありますので、責任を持って適切に処分すべきであると思っております。

ご提案ありました簡易型樹木粉碎機械の導入のことでございますけれども、さきの議会でも答弁いたしましたとおり、村が資源の再利用を行うにはまず絶対量が不足しているのであります。また、事業化をした場合、チップなどにして堆肥にするには場所や発酵させる適切な温度管理が必要なことなど、費用対効果からも考えづらい状況にあると認識しているところでございます。

事業者から出る剪定枝等につきましては、村には果樹農家や林業者などもないことから、機械を導入しても特定の剪定枝を処分する業者しか対象にならず、公平性の観点からも問題があると考えておるところでございます。しかし、シルバー人材センターが事業主体となって機械を導入されることになりました場合は、支援策を検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、引き続き村にとって効率的、効果的な取り組みを検討するとともに、議員からもいろいろと参考意見を伺いまして、そしてそのような事業に取り組んでまいり所存であります。

どうか今後とも議員さんのご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。